

令和5年6月20日（総23第19号）
在デンパサール日本国総領事館

バリ州内全域における警察による外国人犯罪の取締り強化（注意喚起）

●現地報道によれば、警察は外国人犯罪の取締りをバリ州内全域で強化する旨発表しました。

●インドネシアの法令遵守、本年5月31日に発出されたバリ州知事通達（※）への留意のほか、交通ルールを遵守し、交通違反や交通事故を起こさないように注意してください。

※5月31日に発出されたバリ州知事通達（当館発出の「総領事館からのお知らせ」）
<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100515972.pdf>

1 現地報道によれば、警察は「ヌサ・アグン2023作戦」の名称でバリ州において外国人犯罪の取締りを強化するとの発表を行いました。この取締り強化の期間は、本年6月21日から7月6日まで実施されます。

取締り方法や具体的な日時場所等の詳細は言及されていません。

2 本件取締り強化期間に限らず、日頃からインドネシアの法令を遵守し、現地の風習や宗教に対して、敬意を持った行動に心掛けてください。

3 日本人がインドネシア国内で運転をする場合、特に注意を要する点としては、以下が挙げられます。

（1）日本の国際運転免許証は、国際条約上、インドネシアでは無効です。日本人がインドネシアで運転する場合には、インドネシアの運転免許を取得する必要があります。（※国際運転免許に関する国際条約について、日本がジュネーブ条約、インドネシアがウィーン条約にそれぞれ加盟しているため、二国間の国際運転免許に相互性はありません）

（2）レンタカー会社等の中には国際運転免許に関する条約等を知らないため、車やバイクを日本の国際運転免許で貸してくれる店舗が多く存在しますが、交通違反や事故等を起こした場合には無免許として取り扱われるおそれがあり、最悪の場合は身柄拘束等の嚴重処分を受けることになると同時に、各種保険等の補償を受けられないこともあります。インドネシアの運転免許をお持ちでない日本人は、運転手付きのレンタカーやタクシー等の利用をお勧めします。

（3）万一違反を犯した際、現在の制度において反則金は、銀行に反則切符を持参して納付することになっています（現場で警察官に直接手渡しする行為は違反のみ消しの賄賂になり得ます）。